

大学生のためのお金の教室

「国民年金学生納付特例制度～大学を卒業したら、どうすればいい？」

ファイナンシャル・プランナー 江尻 正幸

あなたは次のようなことを考えたことがありますか。

- ・自分の思い描く人生には、一体いくら必要となるのか。
- ・その金額を用意する為には、今から何が出来るのか。
- ・年金はいくらもらえるのか。
- ・保険には入るべきなのか。 Etc.

これらを知っておくならば、お金に対する見えない恐怖も薄れ、今よりお金に縛られずに生きることが出来るのではないのでしょうか。つまり、こういった知識は、あなた自身の理想の人生を送る為に必要なものと言えます。このような理由から、私は若いうちに「お金」のことを知るべきだと思うのです。

今回から、就職を控え、まさにお金のことを知っておくべき大学生が知っておきたいお金のことをお伝えしていきます。

【質問】

私は現在、22歳の大学4年生です。

20歳になった時から、国民年金学生納付特例制度を利用して、支払いを猶予してもらっています。

大学を卒業したら、私は何をすればいいのでしょうか？

(藤本さん 男性 平成元年4月10日生まれ 民間企業内定)

【回答】

藤本さんは現在、国民年金の第1号被保険者です。国民年金とは、基本的に20歳以上60歳未満で、日本国内に住所がある人が加入することになっています（例外有り）。そして、第1号被保険者とは、上記の条件を満たす人で、厚生年金や共済年金に加入していない人、またはそれらに加入している人に扶養されている配偶者以外の人該当します。

藤本さんの場合、内定先の民間企業に就職すると厚生年金の被保険者になる、つまり第2号被保険者になります。このとき、年金保険料は給与から天引きされるので、藤本さんが個人的に納付する必要はありません。

一般的な国民年金の被保険者区別表

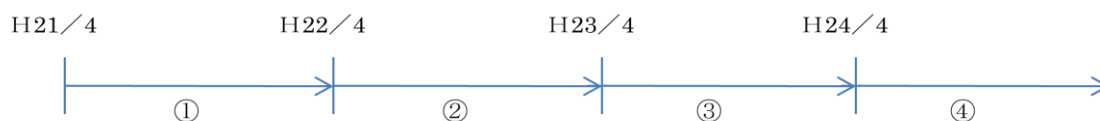
第1号被保険者	学生・自営業者 等
第2号被保険者	会社員・公務員 等
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者

(日本年金機構 HP を参考にして筆者作成)

では、猶予期間の保険料はどのように支払えばいいのでしょうか。会社が手続きをしてくれるのでしょうか。決してそのようなことはありません。もし、藤本さんが猶予期間分の保険料を支払いたいのであれば、自分で手続きを進める必要があります。これから、その点に関する注意点を見ていきましょう。

猶予期間分の保険料を支払うことを「追納」と言います。学生猶予制度の場合、10年後まで追納することが可能です。藤本さんの場合、平成21年4月分の保険料は、平成31年4月末まで追納することが出来ます。

ただし、猶予された月が属する年度の翌々年度以降に追納する場合は、その猶予された当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。藤本さんの場合、平成21年4月に猶予されていた保険料を、平成24年4月以降に追納する際には、当時支払うべきだった金額に上乗せされた保険料を支払うことになるということです。



(筆者作成)

上記の図を使って詳しく見てみましょう。①、②、③は藤本さんの学生猶予期間に該当します。このとき、①の保険料を②や③の期間中に追納する場合、①の保険料をそのまま支払えば済みます。しかし、④の段階で①の保険料を追納する場合は、加算額が上乗せされた保険料を支払うことになります。

もし、追納することを考えており、経済的に余裕があるのであれば、早めに保険料を納付することを検討してみてもいいでしょうか。追納する際には、そのための納付書が必要となるので、現在の住所地を管轄する年金事務所に問い合わせをしてみましょう。

参考URL

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>